

シードブック

新版 子ども家庭福祉



山田勝美・良 香織 編著

所 貞之・岡 桃子・堀千鶴子・小西祐馬・小木曾宏・谷口純世
新藤こずえ・尾里育士・村田一昭・高山由美子・大澤朋子 共著



建帛社
KENPAKUSHA



はしがき

わが国の子どもたちの置かれている状況は、危機的ではないかと考えます。子ども虐待は増え続け、広がりをみせています。また、子どもたちの貧困の格差は依然として厳しい状態にあります。若者の自殺も増えています。そしてこれが、一部の子どもたちの問題とは言い切れない状況にあります。子ども家庭福祉に関する制度は存在するのに、なぜこのような状況が抜本的に改善されていかないのでしょうか。

本書のねらいのひとつは、皆さんに子どもの問題状況が深刻化している状況がなぜ変わっていかないのか、そのためには何が必要なのかなどの「問題意識」を明確にさせていただきたいことがあります。

そのために、まずは現状を把握していただきたい。そのうえで、問題状況に対応する制度の理解とその課題を考察してもらいたい。

そして、ここで肝要なのが、各章の執筆者は、自らの問題意識を論じていることです。その論考を参考にして、読者自身が問題点を整理していただき、具体的に思考してもらうことを願っています。そのために、各章の末尾にある「討論のテーマと視点」や「基本的文献」を基に考察を深めていただきたい。

本書の二つ目のねらいは、子どもの人権に関する基本的視点を獲得していただきたいことです。本書は子どもの人権を基盤に据えるということで一貫しています。「子ども期」を保障されることの大切さ、そのために求められている視点とは何か。子どもと家庭の福祉・保育に携わる専門職になろうと思われている方々は、その視点を自らのものとしていただきたいのです。

皆さんが子ども家庭福祉に携わる専門職としての成長に本書が役立つことを期待しています。

2019年10月

編著者 山田 勝美
良 香織



も く じ

序章 今、私たちの社会で進行していること	1
----------------------------	---

第Ⅰ部 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史の変遷 —子どもの人権を基盤に据えて—

第1章 子どもの人権と子ども家庭福祉—理念と概念—	7
1. 人権の現状をどうみるか	7
2. 人権とは何か	9
3. 国際法、国内法に描かれる子どもの人権とは	10
4. 人権は拡大していくものである	13
5. 子ども家庭福祉を学ぶ意義を確認する	15
第2章 子ども家庭福祉の歴史の変遷	17
1. 海外の子ども家庭福祉の歴史と子どもの「人権」.....	17
2. わが国の第二次世界大戦前の子ども家庭福祉	21
3. 第二次世界大戦後の子ども家庭福祉	24
4. 平成期以降の子ども家庭福祉	28

第Ⅱ部 子ども家庭福祉の現状と社会的課題

第3章 子育て不安	31
1. 子育て不安とは何か	31
2. 子育て不安を感じる具体的状況	34
3. これからの子育てのあり方	39

第4章 子ども虐待，ドメスティック・バイオレンス	44
1. 容認されてきた子ども虐待とドメスティック・バイオレンス	44
2. 子ども虐待・DV とは何か	46
3. 子ども虐待とDV の実情	53
4. 「見過ごされた被害者」から「支援対象者」へ	57
第5章 子どもの貧困	60
1. 子どもの貧困率	61
2. 「子どもの貧困」とは何か	63
3. 「子どもの貧困」に関する政策・制度	66
4. 「子どもの貧困」のこれから	71
第6章 子どもの非行	74
1. 「少年非行」の理解	74
2. 「少年非行」の定義と法律	78
3. 「非行少年」の自立のために	84
4. 「厳罰化」に抗するために	87
第7章 社会的養護	90
1. 社会的養護の体系	90
2. 社会的養護の現状	96
3. 社会的養護の課題	99
第8章 障がいを抱える子ども	105
1. 「障がいがある」とはどのようなことか	105
2. 障がいのある子どもと家族を支えるしくみ	108
3. 障がいのある子ども支援をめぐる現状と課題	114

第Ⅲ部 子ども家庭福祉の制度と実施体系

第9章 子ども家庭福祉の制度と法体系	120
1. 子ども家庭福祉の制度	120
2. 子どもの福祉と子育て家庭を支援する法律	125
第10章 子ども家庭福祉実施体系	134
1. 子ども家庭福祉行政のしくみ	134
2. 子どもの育ちと家庭・地域における子育てを支える 子ども家庭福祉の実践機関	139
3. ネットワークよる子ども家庭福祉の支援体制	145
第11章 児童福祉施設	149
1. 児童福祉施設の役割と機能	149
2. 事例を通して考える児童福祉施設の働きと課題	152
3. 児童福祉施設の暮らしと役割	155
第12章 子ども家庭福祉の専門職	163
1. 福祉専門職とは何か	163
2. 子ども家庭福祉を担う専門職	164
3. 子ども家庭福祉の専門職の専門性	169
4. 子ども家庭福祉の専門職の課題	174

第Ⅳ部 子ども家庭福祉と実践

第13章 子ども家庭福祉実践の基本的視点	178
1. 実践の特質を認識し、その特質と向き合うということ	178
2. 子どもという存在をいかに捉えるか	181
3. 実践のもつ力	182
4. めざすべき実践の方向性	186

終章 子ども家庭福祉のこれから—明日への提言—	189
1. 私たちが生きている社会のすがた	189
2. 子どもをどのように捉えるか	190
3. 子どもの人権を保障するとはどういうことなのか	191
4. 家庭, 家族をどのように捉えるか	192
5. 「誰のために」「何のために」この実践があるのか—省察と共有を	194
 さくいん.....	 197



序 章

今，私たちの社会で 進行していること

今日を生きる子どもたちの問題現象が様々なかたちで取りあげられている。そもそも、子どもたちが育つ基盤である家族や地域、そして、私たちが生きるこの社会で、今どのようなことが起き、何が進行しているのだろうか。このことを明確化することは容易なことではない。そこで、ここでは子どもの問題現象が示す特質を明示することにとどめたい。

皆さんには、個別の事象に捉われず、その問題現象の背後には何があるのだろうか。そうした思考を身につけて、子どもの問題現象が示すその特質とそれらの関連から、私たちに問われているのは何かを考える契機にさせていただきたい。あわせて、次章から取りあげられる子ども問題とその対策についての論考と重ね合わせながら、自らの意見をもてるようになっていただきたい。そうした課題提起として、本章を読んでいただきたい。

暴力の進行

今日の社会で進行していると考えられることのひとつに「暴力」がある。代表的なものに、大人から大人、例えば、DV（ドメスティック・バイオレンス）がある。大人から子どもに対する暴力が「子ども虐待」であり、子どもから子どもへの暴力のひとつが「いじめ」である。こうした暴力が確かに広がりを見せている。

いじめは「基本的に強いものが弱い者に対して行う暴力」と考えてよいのであろう。いじめられているものは、自らへの不当な行為を受け入れざるを得ない状況があり、そこには力による支配が存在していると考えられるからだ。

文部科学省が行っている2017（平成29）年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、小・中学校、高等学校、特

別支援学校のいじめの件数は414,378件である。ここで特徴的なのは、小学校が顕著に多いことと、ここ数年、飛躍的にいじめの認知（発生）件数が増加していることである。

また、暴力に関連した問題現象であげておきたいのが、子ども虐待である（第4章参照）。同調査の虐待相談対応件数は2018（平成30）年159,850件（速報値）となっており、この数字は調査開始よりずっと増え続けている。さらに、DVでは2017（平成29）年4月～2018（平成30）年3月に配偶者暴力相談支援センターに相談された件数は106,110件となっており、10年前の62,078件と比較すると約1.7倍にまで増加している。こうした暴力の広がり、私たちに何を物語っているのだろうか。

「つながりの希薄さ」の進行

次に指摘したいのが「つながりの希薄さ」の進行である。人は誰かとのつながりの中で生きていく。こうしたつながりを得られず、孤立の中に置かれている子どもたちの状況はどうなっているのだろうか。

子どもにとっての基本的なつながりは家族である。2017（平成29）年版の『子供・若者白書』では「若者にとっての人とのつながり」が特集されている。その調査によると、家族が自分の居場所となっているかという設問に対し、「そう思う」は40%、「どちらかといえばそう思う」が40.7%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」が合わせて約20%となっている。この調査のみで断定はできないが、家族が自分の居場所となり得ていないの若者が存在しており、その数は決して少なくないといえるだろう。

もうひとつ興味深いデータを紹介しておきたい。家族が全員顔を合わせてコミュニケーションを図る場、それが「食卓」であろう。食卓では、互いが単に栄養を摂っているのではなく、家族が楽しく会話をし、自らが家族の一員であることを実感する場であろう。

少し古いデータであるが、2009（平成21）年度の「全国家庭児童調査結果」をみてみたい。この調査によると、1週間のうち、家族そろって一緒に食事（夕食）を共にする日数では、「2～3日」が最も多く36.2%、「毎日」は26.2%、「1日だけ」、「ほとんどない」を合わせると、17.1%となっていた。

「孤食」ということがいわれているが、毎日親と夕食を共にしている子どもは、約4分の1であり、全くない、ほとんどないが2割近くいることは何を意味しているのだろうか。

また、地域のつながりもみておきたい。先ほど紹介した『子供・若者白書』（平成29年版）には、「つながり」をみる項目がある。ここにおいて、地域の人とは、「楽しく話せる人がいる」27.8%、「何でも悩みを相談できる人がいる」18.2%であった。家族や学校で出会った友人等と比べ、低い数字となっている。この調査のみで判断することはできないが、このように、家族や地域でつながりが希薄となっていることは、何を意味しているのだろうか。

機会格差の進行

(1) 女性の社会で働くことの制限

子育てにおいて、夫と妻がいかにその役割を分担して行うのか、この現状はどうなっているのだろうか。

「第5回全国家庭動向調査」（平成26年8月公表）によると、夫と妻の育児分担の割合は、妻が79.9%、夫が20.2%という結果になっており、圧倒的に妻が育児を担っていることがわかる。

こうした現状にあって、女性は結婚後も約7割の人がその後も就職を望んでいるが、57.7%しか同一就業できていない。この数字は第1子が生まれるとさらに下降し、42%しか同一就業できていない（第5回21世紀成年人者縦断調査、2012）。

この結果からも、家事や子育ては女性がするものという意識ははまだ根強く存在し、そのことが女性の社会進出を阻んでいるといえる。しかも、子どもの貧困の部分でも触れられるが、母子家庭の貧困率はとても高いことに注目しなければならない。

(2) 子どもの貧困と教育の機会の剥奪

詳細な検討は第5章で行われているので、ここでは指摘にとどめておきたいが、子どもの貧困と教育の機会の剥奪はよく指摘されているところである。

その一例として、世帯別の大学進学率の差が指摘できる。文部科学省のデー

タによれば、全世帯の大学等（短大・専門学校含む）の現役進学率は73.0%に対し、ひとり親世帯は41.6%、生活保護世帯は31.7%、児童養護施設の子どもは22.6%となっており、明らかに差がある¹⁾。

そしてさらに問題なのは、そうした貧困が固定化される可能性があるということなのだ。つまり、貧困家庭から抜け出すことが難しく、その家庭の子どもが親になった際、その子どもも貧困層となり得るということである。

自己責任の強化

「自分のことはきちんと自分でしなければいけない」といった自己責任という感覚は子どもたちの中にどのような広がりを見せているのだろうか。

ここにひとつ興味深いデータがある。2017（平成29）年にベネッセと東京大学社会科学研究所が行った「子どもの生活と学びに関する親子調査2015-2017」²⁾である。ここで「社会に対する意識」という中高生にたずねた項目があり、「人生で起こったことは本人の責任だ」と思っている子どもが約7割となっている。さらに興味深いのは、「競争に負けた人が幸せになれないのは仕方ない」と思っている子どもは、4人に1人程度の割合なのだが、特に、男子は女子に比べ、よりそのように認識しているのである。

筆者はある大学の講義で、「自立をどのように考えていますか」と聞いたことがある。その際、「自分のことをちゃんと自分でできなければいけない」、それが自立だと思っている人は手をあげてください」とお願いしたところ、ほぼ全員が手をあげた。

これらだけで、自己責任という感覚が子どもに浸透しているとはいいい難いが、逆にそうした感覚が広がりを見せているのならば、それはとても生きづらいこととなる。自分のことをどうしようもできない時に、自分を追い込む可能性があるからだ。「悪いのは自分である」「人に頼るのはみじめである」「人に頼るのは申し訳ない」という感覚となるからである。

筆者は、自立とは「人に困ったときに助けてと言えることだ」、困ったときに「助けて」と言えることは自分をより生きやすくするために必要なことであり、そうできる人がより自立的であると講義で伝えた。その後のリアクションペーパーには、「そういう価値観で出会ったことがなかった」と答えた学生が

ほとんどであったことに、さらに驚いたことを記憶している。

子どもは親を選べない。また、主体的に選択したわけではない。そして、その家族もまた貧困にあえいでいる場合がある。親も頼るあてもなく、生活の厳しさを自分の責任として受け止めなければならない現実の中で、生活を好転させる機会すらみつからない。そうした家族の中で生まれ育ち、自らの置かれている現実に逆らえない、そのしんどさや怒りを受け止めてくれる場や人がいればよいが、そうでない場合、それらの感情は、より弱い者へと向かっていく可能性がある。その「どうしようもなさ」すらも本人の自己責任とされ、誰からも受け止められないまま大人になり、そのしんどさや怒りが「沸点」に達した時、激しい暴力として発露される。それが虐待へつながるのかもしれない。

他方で、暴力を発露した者を激しくバッシングする背景にあるものは、自分自身もそうなることへの恐れが潜んでいるのではないかと思われる。そうやって、互いがどこかで警戒しあうために、つながりにくい社会となる。

国は様々な施策を講じているが、国民は、それが本当の意味で解決に至るとは思えない無力感を抱えてはいないだろうか。制度が自分たちの困難を解決するものにはなっておらず、自己責任としてふるまうことを期待されている。こうした無力感や強迫感がつながりを分断しているとも考えられる。

最後に指摘しておきたいことがひとつある。それは、弱い立場、経済的にも苦しい立場に置かれ、頼る人も組織もないといった人たちにこそ、「複合的な困難」³⁾ が収れんされているのではないかということである。

その一例を取りあげたい。「自立援助ホーム」という施設がある。ここは、制度的には「児童自立生活援助事業」として位置づけられ、主として青年期にあり、多くの困難を抱えている子どもたちが、職員と生活を共にしながら、自立を模索していく場である。いわば、この社会において、最もといってよいほど、深刻で複合的な困難を抱えさせられた子どもたちだといえる。

少しその状況を紹介しておきたい。2016（平成28）年「2015年度全国自立援助ホーム実態調査報告書」によると、自立援助ホームに入居する前は、児童養護施設にいた子どもが多いのであるが、両親と同居していたものは5.4%に過ぎず、ひとり親、継父母を含む「親」と同居していたものは合わせて約25%で、原家族とのつながりの希薄さが指摘できる。入居前に経験・直面した

ことで虐待を受けてきたものが58%であり、性被害を受けた子どもも15.7%いる。学歴も24.5%が中卒で、高校中退は30.5%である。こうした傷つきを抱え、約半数が心身の治療・支援を必要としている。

私たちは、こうした現状をいかに受けとめ、何をしなければならないのだろうか。皆さんには、自分のこととしてこの問題を受け止め、次章からの制度的対応の課題も関連づけながら考察し、自分なりにいかなる解決策があるのか、考えていただきたい。

基本文献の紹介

杉山春『ルポ 虐待—大阪二児置き去り死事件』ちくま新書, 2013
中島岳志『秋葉原事件—加藤智大の軌跡』朝日文庫, 2013

■引用文献

- 1) 文部科学省「家庭の経済事情に左右されない教育機会の保障について」, 2016
- 2) 東京大学社会科学研究所, ベネッセ教育総合研究所共同研究「子どもの生活と学びに関する親子調査」, 2017
- 3) 松本伊智朗『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』平成20・21年度厚生科学研究報告書, 2010
- 4) 全国自立援助ホーム協議会「2015年度全国自立援助ホーム実態調査報告書」, 2016



第1章 子ども的人権と 子ども家庭福祉—理念と概念—

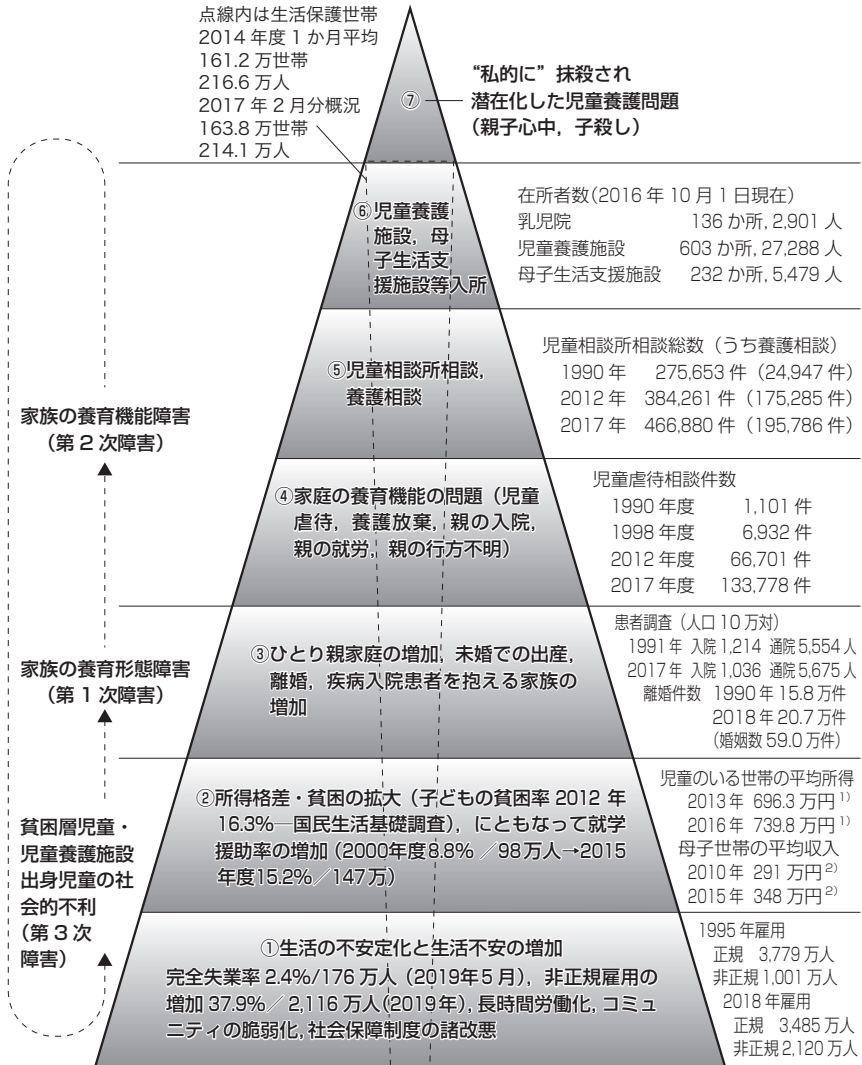
1. 人権の現状をどうみるか

日本において、子ども的人権は保障されているのだろうか。ユニセフ・イノチェンティ研究所が2016（平成28）年にまとめた子どもの「格差」に関するレポートによると、日本の相対的所得ギャップは60.21%であった。これは最貧困層の子どもの世帯所得は、標準的な子どもの4割に満たないことを意味しており、日本の子どもの格差の大きさは先進諸国41か国中34位であった。学習達成度は平均的に高いものの、その格差は37か国中26位となっている。国内の調査をみると、いじめの認知（発生）件数や、児童ポルノおよび児童買春事犯が増加傾向にある。また15歳から19歳の死亡原因の1位は自殺である。

大人の人権はどうだろうか。国連の幸福度の指標では、2019年日本は58位（2018年は54位）という結果であった。健康は2位だが社会的自由（人生の選択の自由度）では64位、他者への寛容性は92位であった。国内では相対的貧困率は高原状態が続いており、2017（平成29）年に国税庁が実施した民間給与実態統計調査によると年収200万以下のワーキングプア層が1,085.1万人、2,500万円以上は14万人となっている。こうした経済状況はライフプランニングにも直接的に影響を及ぼしている。朝日新聞世論調査（2019年実施）によると72%が「子どもを生み育てにくい社会」であり、「経済的負担」と「仕事と家庭の両立の難しさ」があげられている。

ここで図1-1を参照しながら、子ども家庭福祉の中心課題である児童養護問題を説明しつつ人権の現状を確認したい。

一番下の層は①生活の不安定化と生活不安の増加であり、失業率や非正規



1) 国民生活基礎調査(2016年) 2) 全国ひとり親世帯調査(2015年)

参考文献 政府統計の総合窓口 e-stat.go.jp/

図1-1 子どもの貧困としての児童養護問題の構造

(浅井春夫『シードブック子ども家庭福祉 第3版』建帛社, 2017, p.7を改変)